

「3町合併」を可決

鶴田・薩摩・宮之城町

廃置分合など5議案

6月定例会は、6月18日から6月28日までの11日間の会期で開かれ、3町合併に伴う廃置分合等の関連議案及び平成16年度鶴田町一般会計補正予算(第2号)、監査委員の同意議案などが審議され、いずれも原案のとおり可決・同意しました。



3町合併議案を全会一致で可決(6月28日の本会議)

6月定例会

薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町及び同郡薩摩町の廃置分合について
さつま町を設置することについて、県知事に申請するためのものです。

合併関連5議案は、平成17年3月22日から宮之城町、鶴田町及び薩摩町を廃し、その区域をもつて「さつま町」を設置するため、地方自治法等に基づき議会の議決を求められたものです。

議会では、広域合併調査特別委員会へ付託して審査しました。委員会では、いずれの議案も薩摩東部地区合併協議会で「確認済」であり、「特に問題ない」として「原案のとおり可決すべきもの」と決定、報告し、本会議で可決しました。概要は次のとおりです。

薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町及び同郡薩摩町の廃置分合に伴い設置される薩摩郡さつま町議会の議員の定数に関する協議について
議会の議員の定数について、協議のうえ定めようとするものです。協議書では、さつま町を帰属させる、となっています。

合併協定調印式が行われる

合併の時期平成17年3月22日

薩摩東部地区合併協議会の合併協定調印式が、特別立会人としての須賀龍郎鹿児島県知事をはじめ、国会議員、県議会議員、協議会委員、各町の議会議員、自治公民館長など多数参加

され、6月21日午前11時から鶴田町中央公民館で行われました。

これは、同協議会ですべての協議項目が整ったことを受けて、地方自治法、合併特例法等に基づき、今回の合併関連5議案として

提案するため、3町協議の「最終合意」として「調印」されたものです。

これを経て、本町では6月23日提案され、特別委員会付託後の6月28日可決となりました。



「新さつま町」の誕生に向けた調印を終え、3町長と須賀知事が強い握手を交わす。

ま町の議会の議員の定数は26人とする、となっています。

薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町及び同郡薩摩町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等に関する特例について、協議のうえ定めようとするものです。協議書では、次のようになります。

①議会の議員の定数
最初に行われる選挙

により選出される議員の定数は28人とする。また、当該選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併前の各町区域ごとに選挙区を設けるものとし、宮之城町16人、鶴田町6人、薩摩町6人で、定数特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない、となっています。

引き続き農業委員会の選挙による委員として在任する、となっています。

薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町及び同郡薩摩町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

地域審議会の設置について、協議のうえ定めようとするものです。協議書では、次のようになります。

ア 合併前の各町ごとにそれぞれ地区地域審議会を設置

イ 設置期間は合併の日から平成27年3月31日まで

ウ 審議は町長の諮問に応じ、区域ごとに新町建設計画の変更、執行状況に関する事項等について審議し、答申する、となっています。

エ 委員は15人以内で組織し、任期は2年間など、となっています。

監査委員に有村正剛氏を再任



委員の任期満了に伴い、有村正剛氏(74)＝神子Ⅱを引き続き監査委員に選任することに同意しました。

任期は平成16年7月1日から4年間です。